

議案第 26 号

三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

三次市国民健康保険税条例（平成 16 年三次市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 7.93」を「100 分の 8.37」に改める。

第 5 条中「32,900 円」を「35,300 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「21,600 円」を「22,900 円」に改め、同条第 2 号中「10,800 円」を「11,450 円」に改め、同条第 3 号中「16,200 円」を「17,175 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 2.61」を「100 分の 2.74」に改める。

第 7 条の 2 中「10,900 円」を「11,500 円」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中「7,000 円」を「7,400 円」に改め、同条第 2 号中「3,500 円」を「3,700 円」に改め、同条第 3 号中「5,250 円」を「5,550 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 2.01」を「100 分の 2.18」に改める。

第 9 条の 2 中「10,200 円」を「11,100 円」に改める。

第 9 条の 3 中「5,100 円」を「5,500 円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「23,030円」を「24,710円」に改め、同号イ（ア）中「15,120円」を「16,030円」に改め、同号イ（イ）中「7,560円」を「8,015円」に改め、同号イ（ウ）中「11,340円」を「12,023円」に改め、同号ウ中「7,630円」を「8,050円」に改め、同号エ（ア）中「4,900円」を「5,180円」に改め、同号エ（イ）中「2,450円」を「2,590円」に改め、同号エ（ウ）中「3,675円」を「3,885円」に改め、同号オ中「7,140円」を「7,770円」に改め、同号カ中「3,570円」を「3,850円」に改め、同項第2号ア中「16,450円」を「17,650円」に改め、同号イ（ア）中「10,800円」を「11,450円」に改め、同号イ（イ）中「5,400円」を「5,725円」に改め、同号イ（ウ）中「8,100円」を「8,588円」に改め、同号ウ中「5,450円」を「5,750円」に改め、同号エ（ア）中「3,500円」を「3,700円」に改め、同号エ（イ）中「1,750円」を「1,850円」に改め、同号エ（ウ）中「2,625円」を「2,775円」に改め、同号オ中「5,100円」を「5,550円」に改め、同号カ中「2,550円」を「2,750円」に改め、同項第3号ア中「6,580円」を「7,060円」に改め、同号イ（ア）中「4,320円」を「4,580円」に改め、同号イ（イ）中「2,160円」を「2,290円」に改め、同号イ（ウ）中「3,240円」を「3,435円」に改め、同号ウ中「2,180円」を「2,300円」に改め、同号エ（ア）中「1,400円」を「1,480円」に改め、同号エ（イ）中「700円」を「740円」に改め、同号エ（ウ）中「1,050円」を「1,110円」に改め、同号オ中「2,040円」を「2,220円」に改め、同号カ中「1,020円」を「1,100円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,935円」を「5,295円」に改め、同号イ中「8,225円」を「8,825円」に改め、同号ウ中「13,160円」を「14,120円」に改め、同号エ中「16,450円」を「17,650円」に改め、同項第2号ア中「1,635円」を「1,725円」に改め、同号イ中「2,725円」を「2,875円」に改め、同号ウ中「4,360円」を「4,600円」に改め、同号エ中「5,450円」を「5,750円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の三次市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。